

令和5年度 特定項目監査  
「金券類の管理について」

板橋区監査委員

## 目 次

第 1 監査実施概要.....	1
1 監査の種類 .....	1
2 監査テーマ .....	1
3 監査テーマ設定の趣旨 .....	1
4 監査の着眼点 .....	1
5 監査対象及び監査方法 .....	1
6 監査実施期間 .....	2
第 2 監査結果.....	3
1 金券類は計画的に調達され、有効に活用されているか .....	3
2 金券類の管理及び保管方法は適切に行われているか .....	10
3 その他 .....	15
第 3 総括意見 .....	16

# 第1 監査実施概要

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

## 2 監査テーマ

「金券類の管理について」

## 3 監査テーマ設定の趣旨

地方財政法第8条において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。金券類は板橋区（以下「区」という。）の財産であり、かつ、換金性があることから、盗難や紛失等の事故を防止するため、現金に準じた適正な管理が求められている。

そこで、今年度は「金券類の管理について」を監査のテーマとし、検証を行った。

## 4 監査の着眼点

- (1) 金券類は計画的に調達され、有効に活用されているか。
- (2) 金券類の管理及び保管方法は適切に行われているか。

## 5 監査対象及び監査方法

- (1) 対象金券類

令和5年4月1日現在、各所属が保有している、以下に該当するもの

①表示された金額に応ずる価値を持つと認められる証票類

例）郵便切手、郵便はがき、レターパック、収入印紙 等

②券面に表示された一定金額の商品又は労務の提供を受ける権利を表章するもの

例) 区内共通商品券、こども商品券、図書カード、都営交通無料乗車券、「はり、きゅう、マッサージ・指圧施術割引券」、駐車場サービス券、入浴券、福祉タクシー券、ごみ処理券、すくすくカード 等

## (2) 対象所属

令和5年度の定期監査対象の所属に対し、調書の提出を求め、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。ただし、東京都板橋区物品管理規則（以下「規則」という。）第10条に規定する「供用者」を置かない所属は対象外とした。

区の物品管理事務を統括する会計管理室に対し、令和6年1月30日（火）に聴取を行った。

## 6 監査実施期間

令和5年4月3日（月）から令和6年2月28日（水）まで

## 第2 監査結果

### 1 金券類は計画的に調達され、有効に活用されているか

#### (1) 金券類の保有状況

令和5年度特定項目監査対象所属における、令和5年4月1日現在の金券類の保有状況は、表1のとおりであった。

**表1 金券類の保有状況**

区分	所属数	構成比
保有している	108	83.7%
保有していない	21	16.3%
合計	129	100.0%

金券類を保有している所属は、129所属中108所属(83.7%)であり、保有していない所属は21所属(16.3%)であった。

各所属が保有している金券類は、表2のとおりであった。

**表2 各所属が保有している金券類の種類（複数回答）**

金券類の種類	所属数	金券類の種類	所属数
郵便切手	96	こども商品券	6
駐車券・駐輪券	62	収入印紙	4
郵便はがき	33	ひとり親家庭休養ホーム事業利用券（※2）	4
レターパック	33	民営バス乗車割引証	3
区内共通商品券	11	はり、きゅう、マッサージ・指圧施術割引券	2
現金書留封筒	11	入浴券	2
都営交通無料乗車券	7	図書カード	2
ごみ処理券（※1）	6	その他	8

※1 有料粗大ごみ処理券及び事業系有料ごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）を指す。

※2 ひとり親家庭休養ホーム事業利用券は、東京サマーランド、東京ディズニーリゾート、東京ドームシティアトラクションズ、横浜・八景島シーパラダイス、サンリオピューロランド利用券である。

各所属が保有している金券類として、最も多かったのは郵便切手で、金券類を保有する108所属中96所属(88.9%)が保有していた。

各所属が保有しているその他の金券類として、タクシーチケット、福祉タクシーカード、全国共通おこめ券、自動車検査用印紙、すぐすぐカード、自動車燃料費助成券、理美容券があった。

金券類の購入等による調達（以下「購入」という。）の時期については、在庫が少なくなった時や、必要となる事業の実施前に購入する所属が多かったが、時期を決めて購入している所属も見受けられた。

また、購入数量をどのように決めているかについては、過去の実績に基づく見込数という所属が多かったが、使用実績がないと予算を減額される恐れがあるので予算上限額まで購入しているという所属も見受けられた。

各所属が保有している金券類の取扱枚数は、表3のとおりであった。

**表3 各所属が保有している金券類の取扱枚数** (単位:枚)

金券類の種類	令和3年度から の繰越枚数	令和4年度 購入枚数	令和4年度 使用枚数	令和5年度への 繰越枚数
郵便切手	42,089	72,706	71,027	43,768
郵便はがき	920	1,589	1,498	1,011
レターパック	3,972	4,703	4,155	4,520
現金書留封筒	1,385	4,801	4,978	1,208
区内共通商品券	0	8,137	8,137	0
ごみ処理券	204,933	305,933	309,986	200,880
収入印紙	136	442	388	190
こども商品券	13,100	68,160	69,730	11,530
駐車券・駐輪券	26,569	331,009	328,482	29,096
都営交通無料乗車券	9,657	28,822	25,036	※2 9,744
ひとり親家庭休養ホーム 事業利用券	0	5,490	3,007	※2 0
入浴券	0	1,740	1,692	※2 0
タクシーチケット 福祉タクシー券	0	12,579	11,832	※2 199
その他(※1)	1,049	16,007	14,282	※2 1,140
合 計	303,810	862,118	854,230	※2 303,286

※1 その他に含まれる金券類は、自動車検査用印紙、全国共通おこめ券、図書カード、すぐすぐカード、「はり、きゅう、マッサージ・指圧割引券」、理美容券、自動車燃料費助成券、民営バス乗車割引証である。

※2 令和4年度中に使用しなかった金券類のうち、東京都へ返却又は有効期限切れにつき年度末に廃棄したものがあるため、令和5年度への繰越枚数と一致していない。

各所属が保有している金券類の取扱金額は、表4のとおりであった。

**表4 各所属が保有している金券類の取扱金額(※1)** (単位：円)

金券類の種類	令和3年度から の繰越金額	令和4年度 購入金額	令和4年度 使用金額	令和5年度への 繰越金額
郵便切手	2,953,124	5,835,236	5,734,944	3,053,416
郵便はがき	60,152	100,908	95,022	66,038
レターパック	1,804,320	2,018,360	1,829,710	1,992,970
現金書留封筒	29,082	100,821	104,537	25,366
区内共通商品券	0	21,470,000	21,470,000	0
ごみ処理券	47,597,412	95,311,280	99,813,520	43,095,172
収入印紙	72,400	235,500	213,200	94,700
こども商品券	13,100,000	68,160,000	69,730,000	11,530,000
その他(※2)	28,500	491,500	494,500	25,500
合 計	65,644,990	193,723,605	199,485,433	59,883,162

※1 各所属が保有している金券類のうち、調書から取扱金額の積算が可能であったものについて集計した。

※2 その他に含まれる金券類は、自動車検査用印紙、全国共通おこめ券、図書カードである。

郵便切手については、取り扱う所属数多いため、令和5年度への繰越枚数及び繰越金額多かった。

ごみ処理券については、対象所属の中では6所属のみが保有していたが、令和5年度への繰越枚数及び繰越金額が最も多かった。

こども商品券についても、限られた所属のみが保有していたが、取扱金額はごみ処理券に次いで多かった。

## (2) 使用実績のなかった金券類の保有状況

令和4年度中に使用実績がなかった金券類の保有状況は、表5のとおりであった。

**表5 使用実績がなかった金券類の保有状況**

区分	所属数	構成比
保有している	75	69.4%
保有していない	33	30.6%
合 計	108	100.0%

令和4年度中に使用実績がなかった金券類を保有している所属は、金券類を保有している108所属中75所属(69.4%)であり、多くの所属が使用実績のない金券類を保有していることがわかった。

令和4年度中に使用実績がなかった金券類は、表6のとおりであった。

**表6 各所属が保有している使用実績がなかった金券類（複数回答）**

金券類の種類	所属数	金券類の種類	所属数
郵便切手(1円)	19	郵便切手(260円)	1
郵便切手(2円)	14	郵便切手(270円)	2
郵便切手(5円)	4	郵便切手(280円)	7
郵便切手(10円)	12	郵便切手(290円)	4
郵便切手(20円)	2	郵便切手(310円)	3
郵便切手(30円)	1	郵便切手(320円)	2
郵便切手(50円)	7	郵便切手(350円)	1
郵便切手(52円)	5	郵便切手(500円)	4
郵便切手(62円)	6	郵便切手(1000円)	1
郵便切手(63円)	7	郵便はがき(50円)	21
郵便切手(80円)	3	郵便はがき(52円)	6
郵便切手(82円)	8	郵便はがき(62円)	9
郵便切手(84円)	4	郵便はがき(63円)	5
郵便切手(90円)	4	往復はがき(100円)	13
郵便切手(92円)	7	往復はがき(104円)	3
郵便切手(94円)	4	往復はがき(124円)	1
郵便切手(100円)	4	往復はがき(126円)	3
郵便切手(120円)	5	現金書留封筒	5
郵便切手(140円)	4	レターパックプラス	4
郵便切手(205円)	2	その他	15

令和4年度中に使用実績がなかった他の金券類は、自動車検査用印紙、四ツ又地下駐車場駐車サービス券、収入印紙、事業系有料ごみ処理券であった。

令和4年度中に使用実績がなかった金券類を保有している主な理由は、表7のとおりであった。

**表7 使用実績がなかった金券類を保有している主な理由（複数回答）**

金券の種類	主な理由	回答数
郵便切手 郵便はがき	使用機会がなかった（少なかった）	50
	改定前の旧料金のため、使用機会がなかった	30
	料金改定差額分を必要としなかった	14
	その他	4
ごみ処理券	事業系ごみ処理券の購入者がいなかった	3
駐車券	四ツ又地下駐車場の利用者がいなかった	1
その他	該当する事務が発生しなかった	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

各所属が保有している令和4年度中に使用実績がなかった金券類は、主に郵便切手と郵便はがき（往復はがきを含む。）で、郵便切手は様々な券種（29種類）で使用実績がなかった。特に、郵便料金改定差額対応用の少額切手や郵便料金改定前の旧料金の郵便はがきについて、使用実績がなかったと回答した所属が多かった。

### （3）今後使用見込みのない金券類の保有状況

各所属における今後使用見込みのない金券類の保有状況は、表8のとおりであった。

**表8 各所属における使用見込みのない金券類の保有状況**

区分	所属数	構成比
保有している	26	24.1%
保有していない	82	75.9%
合計	108	100.0%

今後使用見込みのない金券類を保有しているのは、金券類を保有している108所属のうち26所属（24.1%）であった。

今後使用見込みはないが保有している金券類は、表9のとおりであった。

**表9 今後使用見込みはないが保有している金券類（複数回答）**

金券類の種類	所属数	金券類の種類	所属数
郵便はがき（50円）	14	郵便切手（52円）	2
郵便はがき（52円）	2	郵便切手（62円）	2
郵便はがき（62円）	3	郵便切手（80円）	1
郵便はがき（63円）	1	郵便切手（92円）	3
往復はがき（100円）	11	郵便切手（100円）	1
往復はがき（104円）	2	郵便切手（140円）	1
往復はがき（126円）	2	郵便切手（270円）	2
郵便切手（1円）	5	郵便切手（280円）	2
郵便切手（2円）	4	郵便切手（350円）	1
郵便切手（50円）	2	現金書留封筒	1

今後使用見込みのない金券類を保有している主な理由は、表10のとおりであつた。

**表10 今後使用見込みのない金券類を保有している主な理由（複数回答）**

主な理由	回答数
使用する機会がない（少ない）	16
郵便料金改定前の旧料金なので使用機会が見込めない	8
郵便料金改定対応用の少額切手なので使用機会が見込めない	3
組織改正により、切手を使用する事業を移管したため、今後の使用見込みはない	1
多数保有しているので使用しきれない	1
劣化が進んでおり、使用しづらい	1
後納郵便で対応するため切手を使用しない	1
それぞれ枚数が少なく、他の切手と組み合わせても既定料金にならない	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

今後使用見込みはないが保有している金券類は、主に郵便はがき（往復はがきを含む。）と郵便切手で、使用する機会がない（少ない）という意見が最も多かった。次に、郵便料金改定前の旧料金なので使用機会が見込めないという意見が多く、郵便料金改定後時間が経過したことに伴い、使用しづらくなった券種が繰り越されている状況が明らかになった。

また、近年、電子化が普及したことにより、以前は郵便はがきで行っていた学校行事の申込を、ウェブサイトで行うことが可能となったため、郵便はがきを使用する機会が少なくなったという意見もあった。

**【監査委員意見】**

- 使用する数量に比べてやや過剰に金券類を保有していると思われる所属も見受けられた。必要となる数量を適切に見定め、過剰な在庫を保有しないよう計画的に調達すべきである。
- 郵便料金の改定により、旧料金の郵券を保有している所属が多く見られた。時間の経過に伴い使用しづらくなる場合もあることから、長期間保有しないよう有効な活用方法の検討を望む。

## 2 金券類の管理及び保管方法は適切に行われているか

### (1) 金券類受払簿の作成状況

区では、規則第 20 条第 2 項において、「供用者は、郵便切手、回数乗車券その他会計管理者が指定する金券類については、金券類受払簿を備え、その使用状況を明らかにしておかなければならない。」と定めている。

各所属における金券類受払簿の作成状況は、表 11 のとおりであった。

**表 11 金券類受払簿の作成状況**

区分	所属数	構成比
全ての金券類において作成している	103	95.4%
一部の金券類において作成していない	5	4.6%
合計	108	100.0%

金券類を保有している 108 所属のうち、全ての金券類において金券類受払簿を作成しているのは 103 所属（95.4%）であった。

一部の金券類において金券類受払簿を作成していない所属は 5 所属（4.6%）で、金券類受払簿に代わる台帳やリストで管理しているという理由で作成していない所属が 4 所属あった。一方、購入後すぐに使用するという理由で金券類受払簿を作成していない所属もあった。

また、ほとんどの所属において、所属長による金券類受払簿の確認が行われていたが、金券類の種類によっては所属長による金券類受払簿の確認を行っていないものも見受けられた。

確認の頻度は、毎月 1 回実施している所属が多かったが、金券類の種類によつては、年 1 回しか金券類受払簿の確認を実施していないものも見受けられた。

## (2) 金券類と金券類受払簿の複数人による照合確認

規則及び物品管理の手引（以下「手引」という。）では、金券類と金券類受払簿の照合確認（以下「照合確認」という。）を複数人で実施するよう明文化されていないが、複数人による照合確認の実施状況を調査したところ、表 12 のとおりであった。

**表 12 複数人による照合確認の実施状況**

区分	所属数	構成比
全ての金券類において実施している	78	72.2%
一部の金券類において実施していない	30	27.8%
合計	108	100.0%

金券類を保有する 108 所属のうち、保有する全ての金券類において複数人による照合確認を実施しているのは 78 所属（72.2%）であり、一部の金券類において実施していない所属は 30 所属（27.8%）であった。

複数人による照合確認を実施していない金券類は、表 13 のとおりであった。

**表 13 複数人による照合確認を実施していない金券類（複数回答）**

金券の種類	所属数	金券の種類	所属数
郵便切手	19	民営バス乗車割引証	2
駐車券・駐輪券	13	都営交通無料乗車券	2
郵便はがき	11	すぐすぐカード	1
レターパック	10	入浴券	1
ごみ処理券	2	区内共通商品券	1
現金書留封筒	2	その他	2

複数人による照合確認を実施していない他の金券類は、「はり、きゅう、マッサージ・指圧施術割引券」と、ひとり親家庭休養ホーム事業利用券であった。

複数人による照合確認を実施していない主な理由は、表 14 のとおりであった。

**表14 複数人による照合確認を実施していない主な理由（複数回答）**

金券の種類	主な理由	回答数
郵便切手 郵便はがき	保管している切手の種類及び枚数が多い	16
	前任者から照合確認をするように引き継がれていない	2
	担当者しか出し入れを行っていない	1
	何年も使用していない	1
	使用頻度が低い	1
駐車券 駐輪券	保管している枚数が多い	12
	受払時に在庫数を確認している	1
ごみ処理券	保管している券種及び枚数が多い	2
その他の金券	受払簿を作成していないので照合確認ができない	2
	発行者が発行の都度通し番号で確認している	2
	その他	3

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

複数人による照合確認を実施していない金券類は、郵便切手が最多く、実施していない理由は、保管している郵便切手の種類及び枚数が多いからという意見が最も多かった。

駐車券及び駐輪券も郵便切手と同様に複数の所属で照合確認が行われていなかつたが、実施していない理由は、保管枚数が多いからという意見が多かった。

なお、令和5年6月より、契約管財課から各所属へ交付される南館地下駐車場駐車券の最少交付枚数が、50枚から500枚へ引き上げられたことにより、今後、各所属で保管する駐車券が益々多くなるため、照合確認を実施しない所属が増えることが懸念される。

複数人による照合確認を行う際の確認者は、担当者と係長という所属が最も多く、次に、担当者と担当者とは別の職員という所属が多かった。所属長が照合確認を行っている所属は少数であった。

### (3) 金券類の保管場所

手引において、「金券類は、換金することが容易なため、現金と同様に施錠ができる金庫に保管する等、厳重に管理しなければならない。」と定めている。

金券類保管場所における施錠の状況は、表 15 のとおりであった。

**表 15 金券類保管場所における施錠の状況**

区分	所属数	構成比
全ての金券類を施錠できる場所で保管している	106	98.1%
一部の金券類を施錠できない場所で保管している	2	1.9%
合計	108	100.0%

金券類を保管している 108 所属のうち、全ての金券類を施錠できる場所で保管している所属は 106 所属 (98.1%) で、一部の金券類を施錠できない場所で保管している所属は 2 所属 (1.9%) であった。

施錠できない場所で保管されていた金券類は駐車券及び駐輪券で、3 日分程度をカウンター周辺の棚（鍵なし）で保管し、それ以外の在庫は金庫で管理しているという所属もあった。

### (4) 全庁的な管理体制

区の物品管理事務を統括する会計管理室のヒアリングでは、金券類の管理は規則及び手引に基づき各所属が行っており、会計管理者が調査を実施したり報告を求めたりしていないとのことであった。従って、今後使用見込みのない金券類を各所属が保有したままになっているなどの実態についても把握していなかった。

### **【監査委員意見】**

- 金券類受払簿について所属長の確認を受けていない所属があった。金券類の出納保管状況を確認するため、定期的に所属長の確認を受けることが必要だと考える。
- 金券類と金券類受払簿の複数人による照合確認を定期的に実施するなど、事故が起こりにくい仕組みづくりが必要だと考える。少なくとも、四半期に一度は所属長による照合確認を実施することが望ましい。
- 金券類の取扱いについて、東京都板橋区物品管理規則や物品管理の手引で定められている内容が少ない。金券類と金券類受払簿の複数人による照合確認や所属長による金券類受払簿の確認についてルールを定め、明文化する必要がある。

### 3 その他

各所属における金券類の管理に関する要望、自由意見は、表 16 のとおりであった。

**表 16 金券類の管理に関する要望、自由意見（複数回答）**

要望・自由意見	所属数
使用見込みのない郵券は、交換手数料を負担して使用見込みのある郵券に交換したい	15
使用しない金券類を必要な部署に譲れる仕組みがあると良い	7
年度末に、区で切手の両替をしてほしい	1
緊急対応用にある程度の郵券を保有することは必要だと思う	1
使用数量の目途が立てにくい事業のため、郵券を多めに保有する必要がある	1
予算を削減される恐れがあるので、予算上限まで購入している	1
はがきは使用しない期間が続くと劣化し、なお使用しにくくなる	1
契約管財課が交付する区役所駐車券・駐輪券の枚数は、部署ごとに臨機応変に対応してほしい	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

今後使用見込みのない郵券は、交換手数料を負担して使用見込みのある郵券に交換したいという意見が最も多く、今後使用見込みのない郵券を必要な部署に譲れる仕組みを求める意見も多かった。

#### 【監査委員意見】

- 使用見込みのない金券類を長期間保有している所属が多く見受けられた。金券類は区の財産であり、有効に活用することが求められる。各所属が使用せずに保有している金券類について、有効に活用するための検討を求める。

### 第3 総括意見

今回の特定項目監査では、金券類の管理及び活用については概ね適正・適切なものと認められたが、一部の所属においては、使用見込みがない金券類を保有していること、金券類と金券類受払簿の照合確認を担当者のみで実施し複数人では実施していないことなどの課題が見受けられた。また、全庁的な管理体制の点でも十分とは言えない状況であった。

以上のことと踏まえ、総括意見を述べる。

第1に、所属を超えた金券類の有効活用を進める必要がある。

活用見込みのない金券類を長期間にわたり保有し続けることは、リスク管理上問題がある。金券類は区の重要な財産であるため、当該所属において活用の見込みがない場合には、所属を超えて融通できるよう、内容、要件、課題を含め、会計管理者に検討を求める。

第2に、金券類の管理におけるマニュアルの整備を進める必要がある。

東京都板橋区物品管理規則及び物品管理の手引において、金券類についての記載はあるものの、具体的な定義や管理方法については十分な内容とは言えない。そのため、各所属における管理体制が統一されておらず、金券類受払簿を所属長が確認していない所属や、金券類と金券類受払簿の照合確認を担当者のみで実施している所属などが見受けられた。

金券類は区の重要な財産であり、かつ換金性があることから、紛失や盗難等の事故を防止するため、現金に準じた適正な管理が求められ、全庁的に統一されたルールが必要である。

会計管理者はルールの徹底を含めた職員の意識啓発に取り組むよう望む。

令和 5 年度特定項目監査結果報告書

「金券類の管理について」

(令和 6 年 3 月発行)

刊行物番号

R 0 5 - 1 3 4

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

電話 03-3579-2662

再生紙を使用しています